

「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和３５年法律第１２３号）第４０条第２項の規定に基づき、障害者である職員の任免状況を以下のとおり公表します。

障害者である職員の任免状況（令和６年６月１日現在：法定雇用率２．８％）

(1) 法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職 員の数	(2) 障害者の数	(3) 実雇用率	(4) 不足数
７７１．５人	２０．０人	２．５９％	１人

- ・(1)欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数です。
- ・(2)欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上１人を２人に相当するものとしてダブルカウントとしています。また、重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間勤務職員については、１人１カウントとしています。さらに、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員については、１人を０．５人に相当するものとして０．５カウントとしています。
- ・(4)欄の「不足数」とは、(1)欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（１未満の端数切捨て）から(2)欄の障害者の数を減じて得た数です。
- ・伊東市は障害者の雇用の促進等に関する法律第４２条の規定による特例認定を受けているため、伊東市教育委員会に勤務する職員を合算しています。
- ・障害者の種類・程度の区分ごとの人数等については、特定の者が障害者であること及びその障害の程度等が推認されるおそれがあるため、非公表としています。